

協議第 6 号関係

説明資料

新市の名称として留意すべき基準について

(西東京市の総務省への照会回答事例)

1. すでに全国に同一または類似の市町村が存在する場合

(1) 同じ表記で読み方が異なる場合

- | | | |
|------------------|------------|---|
| 【例】宮崎県日向市(ひゅうがし) | 日向市(ひなたし) | × |
| 静岡県清水市(しみずし) | 清水市(きよみずし) | × |

(2) 異なる表記で読み方が同じ場合

- | | |
|------------------|-------|
| 【例】宮城県仙台市(せんだいし) | せんだい市 |
| 埼玉県日高市(ひだかし) | ひだか市 |

(3) 同一または類似の「町村」が存在する場合

- | | |
|------------------|------------|
| 【例】東京都瑞穂町(みずほまち) | 瑞穂市(みずほし) |
| 奈良県明日香村(あすかむら) | 明日香市(あすかし) |
- 全国的に見て、現在でも同様の事例がある。

2. 外国語を日本語(カタカナ、ひらがな等)で表記した場合

- | | | | |
|---------|----|-----|-----|
| 【例】LOVE | ラブ | AND | アンド |
|---------|----|-----|-----|

3. 算用数字等の使用

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| 【例】「0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 (数字)」の使用 | × |
| 「.....」日本語かどうか解釈できない。 | 適当とは思われない |

4. 通常読み方と異なる読み方をする場合

- | | |
|---------------|----------|
| 【例】永遠市(えいえんし) | 永遠市(とわし) |
| 宇宙市(うちゅうし) | 宇宙市(そらし) |
- 新市(町)名を告示する場合、読みがなを振ればよい。

5. その他市の名称としてふさわしくないもの

- | | |
|--------------------|---|
| 【例】公序良俗に反する名称 | × |
| 長すぎる名称 | × |
| 現在使用されていない漢字を使った名称 | × |

いずれかの合併市町村名を採用した例

都道府県名	新市町村名	形式	合併年月日	旧市町村名
福島県	郡山市	新設	S40. 5. 1	郡山市、安積町、三穂田町、逢瀬村、片平村 喜久田村、日和田町、田村町、富久山町 湖南村、熱海町
北海道	富良野市	新設	S41. 5. 1	富良野町、山部町
広島県	福山市	新設	S41. 5. 1	松永市、福山市
長野県	長野市	新設	S41.10.16	長野市、篠ノ井市、川中島町、信更村、更北 村、松代町、若穂町、七二会村
静岡県	富士市	新設	S41.11. 1	吉原市、富士市、鷹岡町
岡山県	建部町	新設	S42. 1.15	建部町、福渡町
岡山県	倉敷市	新設	S42. 2. 1	倉敷市、児島市、玉島市
兵庫県	加西市	新設	S42. 4. 1	北条市、加西市、泉町
大分県	宇佐市	新設	S42. 4. 1	駅川町、四日市町、長洲町、宇佐町
鹿児島県	鹿児島市	新設	S42. 4.29	鹿児島市、谷山市
沖縄県	名護市	新設	S45. 8.19	名護町、久志村、羽地村、屋我地村、屋部村
千葉県	君津市	新設	S45. 9.28	君津町、小堰村、小糸町、上総町、清和村
石川県	志賀町	新設	S45.11. 1	高浜町、志賀町
熊本県	芦北町	新設	S45.11. 1	葦北町、湯浦町
千葉県	鴨川市	新設	S46. 3.31	江見町、長狭町、鴨川町
北海道	滝川市	新設	S46. 4. 1	滝川市、江部乙町
岡山県	備前市	新設	S46. 4. 1	備前市、三石町
千葉県	富津町	新設	S46. 4.25	富津町、大佐和町、天羽町
千葉県	茂原市	新設	S47. 5. 1	茂原市、本納町
岐阜県	藤橋村	編入	S62. 4. 1	藤橋村、徳山村
宮城県	仙台市	編入	S62.11. 1	仙台市、宮城町
茨城県	つくば市	編入	S63. 1.31	つくば市、筑波町
宮城県	仙台市	編入	S63. 3. 1	仙台市、泉市、秋保町

熊本県	熊本市	編入	H 3. 2. 1	熊本市、北部町
熊本県	熊本市	編入	H 3. 2. 1	熊本市、河内町
熊本県	熊本市	編入	H 3. 2. 1	熊本市、飽田町
熊本県	熊本市	編入	H 3. 2. 1	熊本市、天明町
岩手県	北上市	新設	H 3. 4. 1	北上市、和賀町、江釣子村
静岡県	浜松市	編入	H 3. 5. 1	浜松市、可美村
茨城県	水戸市	編入	H 4. 3. 3	水戸市、常澄村
岩手県	盛岡市	編入	H 4. 4. 1	盛岡市、都南村
長野県	飯田市	編入	H 5. 7. 1	飯田市、上郷町
茨城県	鹿嶋市	編入	H 7. 9. 1	鹿嶋町、大野村
兵庫県	篠山市	新設	H11. 4. 1	篠山町、西紀町、丹南町、今田町
新潟県	新潟市	編入	H13. 1. 1	新潟市、黒埼町
茨城県	潮来市	編入	H13. 4. 1	潮来町、牛堀町
岩手県	大船渡市	編入	H13.11.15	大船渡市、三陸町
茨城県	つくば市	編入	H14.11. 1	つくば市、荃崎町
広島県	福山市	編入	H15. 2. 3	福山市、内海町、新市町
山梨県	南部町	新設	H15. 3. 1	南部町、富沢町
広島県	廿日市市	編入	H15. 3. 1	廿日市市、佐伯町、吉和村
静岡県	静岡市	新設	H15. 4. 1	静岡市、清水市
広島県	呉市	編入	H15. 4. 1	呉市、下蒲刈町
愛媛県	新居浜市	編入	H15. 4. 1	新居浜市、別子山村
福岡県	宗像市	新設	H15. 4. 1	宗像市、玄海町

資料は、昭和 40 年 3 月 29 日（市町村の合併の特例に関する法律の施行日）から、平成 15 年 4 月 1 日までの全国の合併事例

新しい名称を採用した例

都道府県名	新市町村名	形式	合併年月日	旧市町村名
福島県	いわき市	新設	S41.10.1	平市、磐城市、勿来市、常磐市、内郷市、四倉町、遠野町、小川町、好間町、三和村、田人村、川前村、久之浜町、大久村
宮崎県	えびの町	新設	S41.11.3	飯野町、加久藤町、真幸町
大阪府	東大阪市	新設	S42.2.1	布施市、枚岡市、河内市
山形県	南陽市	新設	S42.4.1	宮内町、赤湯町、和郷村
長野県	木曾福島町	新設	S42.4.3	福島町、新開村
愛知県	東海市	新設	S44.4.1	上野町、横須賀町
愛媛県	東予町	新設	S46.1.1	壬生川町、三芳町
新潟県	上越市	新設	S46.4.29	高田市、直江津市
岩手県	二戸町	新設	S47.4.1	福岡町、金田一村
秋田県	鹿角市	新設	S47.4.1	花輪町、十和田町、尾去沢町、八幡平村
大阪府	阪南町	新設	S47.10.20	南海町、東鳥取町
静岡県	大東町	新設	S48.4.1	大浜町、城東村
沖縄県	沖縄市	新設	S49.4.1	コザ市、美里村
広島県	東広島市	新設	S49.4.20	西条町、八本松町、志和町、高屋町
茨城県	つくば市	新設	S62.11.30	大穂町、谷田部町、豊里町、櫻村
茨城県	ひたちなか市	新設	H 6.11.1	勝田市、那珂湊市
東京都	あきる野市	新設	H 7.9.1	秋川市、五日市町
東京都	西東京市	新設	H13.1.21	田無市、保谷市
埼玉県	さいたま市	新設	H13.5.1	浦和市、大宮市、与野市
香川県	さぬき市	新設	H14.4.1	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町
沖縄県	久米島町	新設	H14.4.1	仲里村、具志川村
群馬県	神流町	新設	H15.4.1	万場町、中里村
山梨県	南アルプス市	新設	H15.4.1	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町

岐阜県	山県市	新設	H15. 4. 1	高富町、伊自良村、美山町
広島県	大崎上島町	新設	H15. 4. 1	大崎町、東野町、木江町
香川県	東かがわ市	新設	H15. 4. 1	白鳥町、大内町
熊本県	あさぎり町	新設	H15. 4. 1	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村
宮城県	加美町	新設	H15. 4. 1	中新田町、小野田町、宮崎町

資料は、昭和 40 年 3 月 29 日（市町村の合併の特例に関する法律の施行日）から、平成 15 年 4 月 1 日までの全国の合併事例

新市の名称に関する公募例

	あさぎり町	篠山市	西東京市	さいたま市
公募に関する周知の方法	協議会だより 町村広報誌 新聞	合併協議会だより 町広報	合併協議会だより 市広報 新聞 ホームページ	合併協議会だより 新聞・市広報 ポスター・チラシ テレビ
公募要綱等の制定	有	- *「篠山」を入れた名称	有	有
公募期間	66日 (H13.6.11~8.15)	29日 (H9.8.20~9.17)	61日 (H11.11.~12.31)	40日 (H12.1.10~2.18)
応募方法	官製はがき ファックス 電子メール 応募用紙(広報誌等掲載用紙)	官製はがき	官製はがき 応募はがき 電子メール ファックス	官製はがき 応募はがき 電子メール ファックス
応募資格	制限無し	篠山市、西紀町、丹南町、今田町の住民	制限無し	制限無し
応募・記載の内容	新市の名称 提案の理由 住所 氏名 年齢 電話番号	新市の名称 提案の理由 住所 氏名	新市の名称 提案の理由 住所 氏名 年齢 電話番号	新市の名称 提案の理由 住所 氏名 年齢 性別 電話番号
懸賞等	名付け親賞：1人 (10万円若しくは10万円相当の旅行券) 特別賞：10人 (現金1万円) アイデア賞：50人 (図書券)	-	名付け親賞：1人 (10万円相当の旅行券) その他の賞：数人 (図書券・テレカ)	名付け親賞：1人 (10万円相当の旅行券) 特別賞：10人 参加賞：1000人
その他	何点でも応募可能	-	何点でも応募可能	何点でも応募可能

新市の名称応募用紙

(おもて)

3町が合併し誕生する 「新しい市」の名称を募集します!!

1. 募集期間 平成15年11月1日(土)～平成15年11月30日(日) 当日消印有効
2. 応募資格 大平町、岩舟町、藤岡町に応募時点で住所を有する方に限ります。
3. 応募方法 応募用紙(はがき)、官製はがき、ファックス、電子メールにより応募してください。
応募用紙は回収箱(意見箱)に投函するか、郵送してください。(切手は不要です)
応募用紙は回収箱(意見箱)設置場所にも置いてあります。不足する場合にはご利用ください。
4. 記載事項 ①新市の名称(漢字についてはふりがなを記載) ②名称の理由 ③住所 ④氏名 ⑤年齢 ⑥電話番号
5. 賞品 アイディア賞 「全国共通商品券20,000円」
新市の名称として採用された名称を応募された方の中から、抽選により10名。

記入してそのままFAXで応募できます。
FAX番号 0282-45-2340

点線で切り取って郵送または回収箱に投函してください。

新市の 名称	ふりがな
市	

名称の理由

新市の 名称	ふりがな
市	

名称の理由

住所 〒 -	
ふりがな 氏名	年齢 歳
電話番号 ()	

住所 〒 -	
ふりがな 氏名	年齢 歳
電話番号 ()	

6. 応募についての注意

- ・ 名称は漢字、ひらがな、カタカナにより表記された読み書きが容易な名称であること。
- ・ 既存の市名にない名称であること。
(「大平市」「岩舟市」「藤岡市」での応募についても無効とします。)
- ・ 名称の理由が明確なもの。
(地理的にイメージできる名前、歴史や文化にちなんだ名前、住民等の理想や願いにちなんだ名前等)
- ・ 1人何点でも応募可能ですが、同一人による同一名称の応募は、1点限り有効とします。また、用紙1枚につき1点の応募とします。
- ・ 応募された名称ごとの応募数は、新市名称の決定に影響を及ぼしません。
- ・ 応募作品に関する一切の権利は、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会に帰属します。

応募先・お問い合わせ先

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会

〒329-4421
下都賀郡大平町西野田666-1
大平町健康福祉センター
(ゆうゆうプラザ)内
電話 0282-45-2339
FAX 0282-45-2340

回収箱(意見箱)設置所

大平町	○大平町役場	○中央公民館	○西地区公民館
	○南地区公民館	○東地区農村センター	○隣保館
	○ゆうゆうプラザ		
岩舟町	○岩舟町役場	○中央公民館	○こなら館
	○静和連絡所	○小野寺研修所	
藤岡町	○藤岡町役場	○部屋出張所	○文化会館
	○赤麻公民館	○三鴨公民館	○藤岡公民館

郵便はがき

3 2 9 - 4 4 2 1

料金受取人払

大平局承認

差出有効期間
平成15年11月30日まで
(切手はいりません)

(受取人)

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会

行

栃木県下都賀郡大平町西野田六六六

バーコード

郵便はがき

3 2 9 - 4 4 2 1

料金受取人払

大平局承認

差出有効期間
平成15年11月30日まで
(切手はいりません)

(受取人)

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会

行

栃木県下都賀郡大平町西野田六六六

バーコード